

②病院内保育所に対する都道府県による補助金

病院内保育所運営・施設整備補助の概要

補助概要

- 子どもを持つ女性医師、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所の運営・施設整備を支援。
- 病院内保育所運営・施設整備補助については、消費税財源を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」における医療従事者の確保に関する事業として各都道府県の基金事業として実施。
- 補助基準については、都道府県が地域の实情に応じて設定が可能であるため、正確な補助内容については、各都道府県の看護担当部門にお問い合わせ願います。
※基準額の増額等を行っている都道府県や、補助制度そのものを設けていない県もあります。
- 次頁以降は、医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金として補助していた、当時の補助基準を記載していますので、交付申請をする際の参考としてください。

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 **医療従事者の確保に関する事業**
- 5 介護従事者の確保に関する事業

医療従事者の確保に関する事業として、各都道府県の实情に応じた形で病院内保育所の運営・施設整備に対する補助を実施。

参考①：病院内保育所運営事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関における病院内保育所の運営費の一部を補助する。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助先：病院・診療所（自治体立、公的団体立を除く）

（補助率）2/3（公費）

（補助単価）180,800円／月（保育士1人当たり）

※別途、実施加算有り

（対象経費）保育士人件費、委託料（保育士人件費相当分）

（補助区分等）保育児童数等に応じ、下記区分における補助人数分の人件費を補助

区分	保育児童数	保育料（月額）	保育時間	保育士等数	補助人数
A型特例	1～3人	10,000円以上	8時間以上	2人以上	1人
A型	4人以上	10,000円以上	8時間以上	2人以上	2人
B型	10人以上	10,000円以上	10時間以上	4人以上	4人
B型特例	30人以上	10,000円以上	10時間以上	10人以上	6人

※ 別途、保育料収入相当額の控除や、各医療機関における財政状況等を踏まえた調整を行うことがある。

【実施加算】 各医療機関の院内保育所の運営状況に応じて、実施加算を設定

○24時間保育（加算額）23,410円／日

終日いずれの時間帯においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○緊急一時保育（加算額）20,720円／日

緊急呼び出しにより、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算（※24時間保育を実施している病院内保育所は補助対象外）

○休日保育（加算額）11,630円／日

日曜、祝日等においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○病児等保育（加算額）187,560円／月

医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮が必要な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

○児童保育（加算額）10,670円／日

医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

参考②：病院内保育所施設整備事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助：病院・診療所（自治体立を除く）

（調整率）0.33 （基準面積） $5\text{m}^2 \times$ 収容定員（30人を限度）

（基準単価）以下の区分のとおり

区分	A	B	C	D
鉄筋コンクリート	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円
ブロック	136,400円	129,900円	123,400円	116,900円
木造	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円

	地域区分
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

補助額モデル例

（都道府県の実情に応じ、調整が行われる可能性がある）

○病院内保育所運営事業

・保育児童数10人、24時間保育を300日実施する場合（※基準額 ≤ 対象経費の実支出額の場合）

【計算例】

$$\left\{ \underbrace{(4\text{人 (保育士数)} \times 180,800\text{円 (基準単価)} \times 12\text{月})}_{\text{基本額}} - \underbrace{(24,000\text{円} \times 12\text{月} \times 10\text{人})}_{\text{保育料収入相当額控除}} + \underbrace{(300\text{日} \times 23,410\text{円})}_{\text{実施加算}} \right\} \times 2/3 \text{ (補助率)} = \boxed{8,547,000\text{円}}$$

補助額例

○病院内保育所施設整備事業

・収容定員30人、東京都、鉄筋コンクリートの新築の場合

【計算例】

$$\underbrace{5\text{m}^2 \times 30\text{人}}_{\text{基準面積}} \times 155,800\text{円 (基準単価)} \times 0.33 \text{ (調整率)} = \boxed{7,712,000\text{円}} \text{ (※)}$$

基準面積

※既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合には、更に調整率がかかる(×0.95)